

平成27年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成27年3月17日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様方には、早朝より大変御苦労さまです。

ただいまより本会議を開きたいと思えます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 安藤重夫君と10番 道下和茂君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、一般質問を行います。

1番 堀部好秀君の発言を許します。

○1番（堀部好秀君）

おはようございます。

きょうは大変気温が高くなるそうで、朝からとても暖かいと思っています。

毎朝、私縄跳びをしているんですけど、ことし初めて、けさ汗をかきました。汗をかくと言いますと、いつも一般質問には緊張しながら、嫌な汗をかきながら臨んでいますが、前回は今回も2日目のトップバッターということ、また前回からテレビカメラが入っているということで、いつもより緊張しております。前回の放送、自分の出番をちょっと拝見させていただきましたけど、意外にしたらが多いなあと思ひまして、本日はちょっと髪の毛を黒くして臨んでまいりました。ちょっとは若く映っているといいなあと思っております。

それでは、通告に従って質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

1つ目としまして、地域のつながりについて質問させていただきます。

先日、本巢市の老人福祉計画作成委員会におきまして、平成27年度からの今後3年間の本市の福祉計画の案を作成させていただきましたが、国は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等

の一部を改正する法律により地域包括ケアシステムを目指すもあり、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が公布され、医療法と介護保険法の改正を含む地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布されました。簡単に言いますと、国への社会福祉の負担が大きいから、家や地域でもっと高齢者のお世話をしてくださいということになります。きのうも、何人かの議員さんから、少子・高齢化に関するお話がありましたけど、皆さんが懸念されているように、本巢市も多くの市町村と同じく、これからも高齢者の人口は増加傾向にあります。

そこで、まず家族、家のほうでお世話ということになりますけど、現状としましては、高齢者との同居世帯は減少傾向にあり、今でも高齢者だけ、また高齢者1人で住んでみえる世帯は結構な数になっていますし、今後もふえると予想されています。なかなか家でお世話をすることとは、難しいことだと思っております。よって、元気なうちはいいと思うんですけど、人のお世話が必要になったときには、高齢者だけの世帯やお1人で何とかすることは、かなり厳しい状況になるんじゃないかなというふうに思っております。その家で高齢者が普通に暮らしていけないということになりますと、今度は地域で見守ろうということになります。市長さんも所信表明で触れてみえましたが、地域見守りネットワークの充実・強化が必要となってくると思われます。

しかしながら、最近の地域の実情を見てみますと、地域のつながりが希薄になっているような気がしております。本巢市第1次総合計画によりますと、自治会加入率も平成17年度には91.1%、5年後には92%を目標とするとありましたが、実際には平成22年度は90.5%と、逆に下がってしまいました。

また、老人クラブの加入率も大きく下がってきていますし、そのほかにも各種団体の加入率が下がってきております。最近では市民の考え方も随分変わってきて、相互扶助の理念が薄れてきているような気がしております。自治会に入ることをメリットと考えずに、負担ばかりだと考える人が多くなったのかなあというふうに思っております。

また、ごみや防災など、特に地域とつながりを持たなくても、普通に行政サービスを受けることができ、暮らす分には何の不便も感じないということも原因の一つかもしれません。また、そういった未加入者の情報が個人情報保護法により得られにくくなっていることが、より地域のつながりを難しくしていると思いますし、全国でも地域活動でいろんな問題が起きたせいで、活性化のための活動がやりにくくなってきている気がします。

例えば飲食を提供して集団食中毒が起きたという事案は、全国でも数多く報道されております。先月も、宮城県松島町でカキを食べて、集団食中毒を起こしたということが報道されておりました。そういうことが影響しまして、昨年ですけど、糸貫地域の軽スポーツ大会で各小学校の地獄うどんとか豚汁などの提供が見送られました。保健所の規制も厳しくなっておりますし、もちろん安全性や衛生面には十分配慮されることと思っておりますけど、問題が起きる可能性があるなら、最初から何もやらないほうがいいのかというふうな風潮になると、そういうことが怖いなあというふうに思っております。

地域での活性化のための事業が消極的になると、ますます地域のつながりが希薄になっていくと思っておりますけど、市としては自治会の加入率を上げるため努力するとありますが、こういった策を考えているのかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、自治会の加入率を上げるための取り組みについてお答えさせていただきます。

近年の生活水準は、物質的に大幅に向上いたしましたけど、その反面、都市化や情報化が進み、人間疎外、近所づき合いの薄らぎ、地域への無関心などの現象から、コミュニティーづくりの重要性が言われております。このコミュニティーづくりにつきましては、身近な近所づき合いを基本とする住民自治組織でございます自治会が重要な役割を担っており、そこに住む人たちの積極的な参加がなければ成り立たないと考えております。

こうしたことから、本市の自治会加入率は、第1次総合計画後期基本計画において91.5%を目標値として加入促進に努めてまいりました。この結果、平成26年4月1日現在の自治会加入率は92.3%となっており、県下の市の自治会加入率の平均値73.2%を大きく上回っている状況でございます。これは、各自治会長さんや役員の方が転入者の方に対しまして、自治会への加入を積極的に推進していただいていることが一番大きな要因と考えております。市としましては、加入率を上げる取り組みといたしまして、転入届の提出時には各支所の窓口におきまして、加入促進のチラシを配付し、自治会加入のメリット等をPRしているところでございます。

また、各自治会に住民自治の活性化や支援のための経費といたしまして、自治会活動振興補助金、自主防災組織活性化補助金等の補助金を交付させていただいております。このほか、住宅分譲地等の開発に伴いまして、市に土地開発事前協議が提出された場合には、事業者の方に対しまして入居者の方には自治会に加入していただくことを要請しております。また、北部地域につきましては、移住・定住補助金の交付に際しましては、自治会加入を義務づけ、加入促進をしているところでございます。

いずれにいたしましても、その地域のまちづくり、コミュニティーづくりの活動を支援していくことが行政の重要な役割と考えておりますので、引き続き自治会への加入促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

最近、自治会加入率が高くなっているということでちょっと安心しました。これも、加入率アップに取り組まれた市の御尽力のおかげだと敬意を表します。しかしながら、実際にはやはり以前ほ

ど自治会は活気がないような気がしております。各自治会に対する経費もそれなりに見てもらっているようですが、こういった一律の補助金だけでなく、自治会独自で活性化のために取り組む事業には、市にも積極的に応援してもらいたいと思っております。

本巢市におかれましては、平成27年度も市民発案事業に継続して予算を組んでいただきましたし、また吉本興業の住みます芸人によるPRも計画してみえます。こういった取り組みは、市民に楽しみを与え、市の活性化にもつながるともいい企画だと思っております。また、自治会がより活性化すれば、本巢市全体がおのずと活性化されると思います。今後も、魅力ある、また安心・安全な自治会となるよう積極的な御支援をお願いしたいと思っております。

また、もう1つ加えてお願いするんですけど、申請書類の簡素化もぜひよろしくお願いしたいと思っております。

それじゃあ、2番目の質問に移らせていただきます。樽見鉄道モレラ岐阜駅のトイレ設置について、お尋ねをいたします。

本巢市には、公共交通機関としまして市営バス、それから岐阜バスによる路線バスと樽見鉄道と3つの公共交通がありますけど、これらのネットワークについて考えてみますと、市営バスと岐阜バスが連結しているところは本巢市役所やモレラ岐阜、それから北方町にあるバスターミナルなど、15カ所あります。市営バスが樽見鉄道の駅と連結しているのは、本巢駅と北方真桑駅。モレラ岐阜駅というのは、駅名は同じなんですけど少し距離があります。岐阜バスと樽見鉄道が連結しているところはなく、近距離で申しますと、モレラ岐阜駅と北方真桑駅のそばになるかなあというふうに思っております。本巢市の地域公共交通総合連携計画によりますと、鉄道、路線バス、市営バスの既存ストックを生かしつつ、それらを有機的に連携させた公共交通ネットワークの構築を行うとともに、自動車、自転車などほかの交通手段との連携を強化するために、交通結節点の整備を行い、地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目標とするとあります。また、協議会が主体となって、広域的交通結節点の整備を行うこととなっております。

きのうも樽見鉄道のお話、特に新駅のお話について2人の議員の方から話がありましたけど、それとはちょっと方向性が違う話で恐縮ですけど、既存ストックでこの交通機関の連携をもうちょっと広域的に考えてみますと、まず樽見鉄道の北方真桑駅と上真桑バス停までは300メートル、それから北方真桑駅とみどり公園バス停までは600メートルあります。みどり公園バス停は安全な待合所でもありますし、近くにはトイレもあって、待合所というにはいい設備だと思いますけど、距離的に600メートルというのはちょっと遠いような気がしております。上真桑バス停はそれよりは半分くらいの距離になりますけど、路肩にありますので、ここに待合所をつくるということは難しいんじゃないかなあというふうに思っております。環境面でも安全面でも、整備するのは難しいんじゃないかなあというふうに思っております。

樽見鉄道のモレラ岐阜駅からモレラ岐阜バス停までは直線で370メートル、待合所もありますし、JR岐阜にもJR穂積駅にも行くことができますし、また市営バスにも連結され、ある意味、バスターミナルとして有効利用できると思っております。

また、例えば樽見鉄道の樽見駅からJR岐阜駅まで行くことを考えますと、樽見鉄道で大垣まで行って、それからJRで岐阜駅へ向かいますと、料金的には1,160円かかります。モレラ岐阜で岐阜バスに乗りかえますと1,080円ということで、80円安くなります。料金的にはお得になるんですが、時間的には岐阜バスを使ったほうが89分かかり、前者より13分余分かかりますが、これは待ち時間なしで計算した場合ですので、多少余分には時間はかかりますが、樽見鉄道でモレラ岐阜駅まで来て、それから岐阜バスに乗りかえると、根尾から岐阜市内に通うことができるようになり、岐阜市内の学校や会社に通うことができるようになるんじゃないかなあというふうに思っております。

しかしながら、ここには大きな問題が1つあって、それは10時にならないとモレラ岐阜が営業しないということです。営業しないということは、モレラ岐阜の中を通れないということになりまして、モレラ岐阜の北側を迂回していくとバス停まで800メートル歩くこととなります。これはかなりの負担になると思っておりますけど、朝だけでも岐阜バスが東側のバス停から西側に回ってもらえれば、樽見鉄道のモレラ岐阜の駅からわずか150メートルで乗り継ぐことができるようになりますので、これは市独自で決められることでもありませんし、ぜひモレラ岐阜さんと岐阜バスさんと一度協議をしてほしいと思っております。

余談になりますが、インターネットのウィキペディアに樽見鉄道のモレラ岐阜駅が載っております。それによりますと、乗り継ぎには駅を入れて駐車場及びモレラ岐阜西入り口から館内を通行していく必要がある、徒歩3分。営業時間外は館外を迂回するため、大幅に時間がかかる。なお、バスと樽見線の接続は考慮されていないと書かれてしまっております。大げさに言えば、世界中にこの事実を知られてしまっているということになっております。そう考えて、交通ネットワークを整備すれば、モレラ岐阜駅周辺が主要駅の一つとなると思います。

樽見鉄道のモレラ岐阜駅にはトイレがなく、営業時間前にはモレラ岐阜を利用することもできません。平成26年度には市営バスが乗り入れるということで、本巣駅と北方真桑駅のトイレが整備されました。市民の利便を考え、モレラ岐阜駅にもトイレが必要と考えられますけど、市としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、樽見鉄道モレラ岐阜のトイレの設置につきましてお答えをします。

モレラ岐阜駅は、平成24年にモレラ岐阜がリニューアルオープンをして以来、順調に利用者が増加しております。平成25年度の年間乗降者数は19万6,000人となっております。これは、樽見鉄道の市内の駅の中では、北方真桑駅の29万3,000人に次ぎまして2番目に多い利用者数となっております。ことしも2月末現在で、前年度に比べ約7,000人増加しております。

モレラ岐阜駅は、付近の民家から少し離れておりまして、特に夜間は人の目が届かないため、こ

れまで待合所への落書き、また蛍光灯の破損などのいたずらが発生しておりまして、設置するトイレへのいたずらも心配されるところでございますが、モレラ岐阜駅の利用人数も多いということから、トイレの設置につきましては、設置場所、また維持管理の問題もございますので、樽見鉄道と協議をしてみたいというふうに考えております。

また、岐阜バスのバス停をモレラ岐阜の西側にもう1カ所設置したらどうかという点につきましては、バス停設置の可能性や必要性につきまして、モレラ岐阜、また岐阜バスとの協議を行うとともに、樽見鉄道やバス利用者の意向も調査してみたいというふうに考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ただいまの御回答で、治安が悪いからトイレを設置しないというお話を聞きまして、ことしの正月ですけど、東名阪自動車道の御在所サービスエリアが暴走族対策として、前ぶれなく閉鎖をしたことを思い出しました。そこを休憩場所にしようとしていた利用者は大変困ったというふうにテレビで放送されておりましたし、一部の秩序を乱す人の行動によって、多くの善良な市民が不利益を得るということは理不尽な話だなあというふうに思っております。

また、民家が近隣にないからトイレの設置は難しいということですけど、また民家が近くにあっても、人が集まってうるさいからなかなか難しいというふうな話にもなるような気もしております。ぜひ利用者のことを考えまして、前向きに検討してもらいたいと思っております。

ところで、先日、樽見鉄道を利用して京都まで遊びに行ってきました。樽見鉄道のモレラ岐阜駅から乗りまして、大垣でJRに乗りかえ、米原で新幹線に乗って京都まで行ってきました。そうしますと、料金的には往復で5,510円、乗っている時間は3つの交通機関を合わせても片道で1時間ほどで、意外と安くて快適に行けるなあというふうに思っております。京都では1日バス乗車券というのを500円で購入しまして、いろいろ回ってきましたけど、市のほうとされましては、高齢者の外出機会と交流の創出対策としまして、樽見鉄道とうすずみ温泉のセット利用券を発行される予定と聞いておりますけど、高齢者の外出促進、また樽見鉄道の利用促進を図るには、こういった利用方法もあるんじゃないかなあということを思って紹介させていただきました。参考にしてもらえればと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、2番 江崎達己君の発言を許します。

○2番（江崎達己君）

おはようございます。

先ほどの堀部議員じゃないですけども、私もきょうは、ゆうべ、しらがを染めてまいりました。黒々と光っておると思いますが、頑張ってやっていきたいと思っております。

それでは、議長の発言によりお許しをいただきましたので、私は一括方式という形で質問をさせていただきます。

ふるさと納税についてということでございます。

平成20年度から、現在の菅官房長官の推進により発足したということでございます。菅官房長官は秋田から集団就職で上京し、大変苦勞されたということで、都会へ税がみんな吸い上げられちゃうと、何とかならないものかと、ぜひふるさとへもお金が還流する方法はないだろうかということで、ふるさと納税制度が設けられたということだと思っております。この制度の発足後、本議会では平成25年第4回定例会で私も質問させていただきました。

また、平成26年第3回定例会では、黒田議員も質問されました。黒田議員の質問に対して、市長は特産品のお返しの品等少し過熱ごみ、総務省から、特産品のお返し等について、こういったふるさと制度の趣旨に反しないような形で対応していきたいというような通達も出たようです。過度な特産品の返礼競争に加わらない形で取り組んでいきたいというのが、藤原市長の答弁だったかと思っております。本市では、市長の思いにより、適切に良識を持って対応しているのではないかというふうに思いました。お礼の品は、特産品等を贈ることは市内の品を贈ることにより、産業の振興、観光の振興、またそれによりまして経済波及効果にもつながるということだと思っております。

また、伝統文化の振興、教育振興、NPO・ボランティア団体の育成等の支援にもつながるということで、そういった効果も期待するところでございます。また、市外の方や県外の方から本巣市を知っていただき、この制度を活用、参加していただくということは、一人でも多くの方が利用されるということは大切だと思います。

しかし、反面、本市の市民が他の市町村等へ寄附される。税収の減少となれば、私としては残念に思います。他の市町村等の過度なお礼の品、特産品が中心ですけれども、こういったものに参加するということは大変悲しくも思います。

また、御寄附をいただいた方が、一度は本巣市へ行ってみたい、行ってみよう、そういったPRは大切だと思います。本市では、春は桜、初夏は蛍見物、夏は清流根尾川の鮎、秋は本場の富有柿、またいつでも入れる温泉あり、宿泊施設あり、市としてPRすることが本市の経済波及効果の大きな効果につながると思います。そうした思いで質問をさせていただきます。

第1点目、ふるさと納税制度に対する本市の考えは。

第2点目、本市における過去3年間ぐらいの各年度ごとの実績は。また、本市が他の市町村へ寄附された件数、並びに金額は。

3点目、どのようなPR等の対応がなされたのか。

4点目、今後の対応等はどうしますかということでございます。

これが第1項目めです。

第2項目め、第2次総合計画に向けた取り組みということで、成果を上げるための第1弾ということで質問させていただきます。

前回の平成26年第5回定例会にて、若原議員が質問されました。また、平成26年第1回定例会で

は、大西議員さんも真正分庁舎の統合なんていうことで質問もされておりますが、市の組織改革、それから新部局の新設とか、職員の配置だとか、財政運営の方法だとか、いろいろこういった総合計画の中には絡んでくると思いますが、そういった意味も含めて質問させていただきます。

今回の市長の所信表明では、新年度は市政運営の柱となります本巢市第2次総合計画の策定の年になり、合併10年の成果と課題を検証するため、市民のアンケートや市民のワークショップの開催などの実施、市民の皆様の御意見も踏まえながら、少子・高齢化と人口減少がますます進むこの10年を、さらに元気で笑顔あふれるまちづくりの実現に向けた計画を市民の皆様の参加、協力をいただき作成していくというお考えをお示しになりました。

そこで、本市の財政状況では、合併以来、財源を確保するため行財政大綱に基づき、行財政改革実施計画の着実な推進、歳出削減への積極的な取り組みや安定した市税の収入の確保などに努めてまいりましたと、その結果、財政の健全化判断比率もおおむね国が示す基準以下となっており、現段階では健全性が保たれているというふうにも発表されました。この第2次総合計画に基づきましては、今回の新年度予算につきまして、第2次総合計画策定事業ということで746万円の予算が立てられ、また庁舎等、統合検討事業ということで301万9,000円の予算も上げられております。このことについては、また順次していきたいと思っております。

そこで、少しボードの資料を見ていただきたいと思っております。先ほどの行財政の関係でございますが、前年度の平成25年度決算、これは全国第1位の都市と隣接の都市、岐阜市、瑞穂市、本巢市、お隣の山梨市の状況と、全国で最下位の都市を調べてみました。他都市はともかくといたしまして、本巢市は実質収支比率、全国、これは調べたのは780都市と東京23区の部分だと思っておりますが、4.9ということで421位だそうです。それから自主財源比率362位、義務的経費比率、何と37位、人件費比率250位、投資的経費比率53位、公債費負担比率、全国で31位、財政力指数344位、経常収支比率、全国で何と2位、そして住民1人当たりの個人住民税の額ということで、これは1位も言います。1位の都市は芦屋市で12万465円、本巢市396位、4万3,701円ということでございます。こういった全国都市財政ランキングというのが発表された中でも、2桁、1桁という数字になっていることは、市長が所信表明で自信を持って表明されたということのあらわしだなあというふうには、この点は大変感服いたします。

そんな中で、1問として、市民サービスの向上を図るとともに、現在の分庁舎方式から総合庁舎方式などの見直しはどうかということ。

第2点、市組織の改革並びに職員配置及び定数の見直しはどうかということで、総合計画に絡んだつもりで質問をさせていただきました。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、まず1点目のふるさと納税制度に対する本市の考えにつきまして、お答えをさせてい

たきます。

ふるさと納税制度につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献をしたいという寄附者の意向を市政に反映するため、個人住民税の優遇措置を拡充し、ふるさとへの寄附をしやすくするものでございまして、本市といたしましても、平成20年度からふるさともとす応援寄附金といたしまして、淡墨桜や真桑文楽を初めといたします伝統芸能など、後世に伝えていかなければならないふるさとの貴重な財産の保護・保全など、こういった6つの応援メニューを設定をいたしまして、本市にゆかりのある方や応援していただける方から、御寄附をいただくよう取り組んでいるところでございます。

国におきましても、ふるさと納税制度の拡充を図るべく、個人住民税の特例控除額の上限の引き上げや、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行えるふるさと納税ワンストップ特例制度の創設など税制改正が行われる予定でございまして、今後ますます寄附をしようと思える方が多くなることが予想されております。

こうした中、本市といたしましても、少しでも多くの方から御寄附をいただけるよう、さらなる手続の利便性の向上を図りますとともに、先ほど議員がお話をされましたように、いろんな波及効果も期待をいたしまして、今後、市内の活性化につながる地元特産品を広く公募するなどをして、そういった返礼品の仕組みづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の本市における3年間の各年度の実績と、本市民が他市町へ寄附をされた件数並びに金額につきましてお答えをいたします。

本市における過去3年間の実績につきましては、平成23年度が3件で108万円、24年度は同じく3件で13万円、25年度は6件で20万円という状況でございます。なお、今年度につきましては、現時点で21件、127万円の御寄附をいただいているところでございます。

また、本巢市の方が他市町村へ寄附をされました件数並びに金額につきましては、寄附を受けました団体が発行する証明書によりまして、本巢市民の方が確定申告をされた場合に限り、本市としてその額が確認が可能となるものでございまして、その前提で申告がなされました金額等につきましては、平成23年分が175件で1,036万2,000円、24年分は12件で278万円、25年分は20件で316万円という状況でございます。

続きまして、3点目のどのようなPRなど対応がなされてきたのかという御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税のPRにつきましては、市のホームページや広報紙への掲載、各庁舎でのチラシの配布、県ホームページ、ふるさときふ振興寄附金への掲載によりましてPRを行っているところでございます。

また、寄附をいただく方の利便性を高めるため、従来の申出書による寄附のほか、昨年8月からインターネット納付といたしまして、パソコン等からの寄附の手続を可能にしたところでございます。

また、寄附者に対する特典といたしましても、以前は寄附額に応じて特産品セットのみをお送り

をいたしておりましたが、インターネット納付を始めました時期にあわせまして、富有柿や根尾米など複数の商品から選んでいただくことができるようにしたところでございます。

次に、4点目のふるさと納税制度における今後の対応につきましてお答えをいたします。

他の自治体を見てみますと、寄附者への特典につきましては、多数の特産品の中から選べるようになっておりまして、結果として、多額の寄附金を採納している自治体もでございます。本市におきましても、今後返礼品につきまして、市内の事業所などから公募するなど御協力をいただき、今以上に内容の充実を図り、一人でも多くの方にふるさと本巢を応援していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きい2番目の第2次総合計画に向け、取り組み、成果を上げるための第1弾として、市民サービスの向上とともに、現在の分庁舎方式から総合庁舎方式化などの見直しはという御質問でございますが、現在の分庁舎方式につきましては、市民の皆様にとりまして、身近に庁舎があり、安心感や利便性を感じていただいておりますものの、届け出や申請の内容により、それぞれ担当の4つの庁舎のいずれかに向向いただく必要があり、市民も職員もそれぞれ庁舎を移動するなど、行政効率の悪い執行体制であり、決して便利な方法であるとは言えない状況でございます。

また、分庁舎方式であることから、職員同士がふだん顔を合わせないことも多く、職員間の連帯感、一体感の希薄さも危惧されているところでございます。

さらに、一番懸念をしておりますのは、災害対応を初めといたします危機管理体制が緊急かつ早急にとれないことでございます。

こうしたことから、新年度におきまして、市民サービスの向上、危機管理体制の強化及び効率的な行政組織運営を図るために、外部の方からも庁舎統合についての御意見をいただきながら、将来の本巢市にとってよりよい方向で見直しができるよう検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、市組織の改革、職員配置並びに定数の見直しにつきましてお答えをいたします。

第1次総合計画の後期基本計画におきましては、行政経営の基本方針といたしまして、行政改革大綱を着実に推進し、最少の経費で最大の行政効果を上げるため、適切な組織管理、人事管理、事務管理を行い、簡素で効率的な行政運営の確立を図ることとしているところでございます。

こうしたことから、今までにも行政組織の見直しにつきましては、新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、部・課・係の統廃合や事務事業の見直しによる業務集約など、組織機構の見直しを適宜進めてまいりました。

また、職員配置及び定数の見直しにつきましても、定員適正化計画によりまして、新規採用につきましては必要最小限の採用にとどめ、目標を可能な限り前倒しして達成できるよう取り組むこととし、年度ごとの定員目標を定め、計画的な削減を行ってまいりました。その結果、平成26年度の実績では、職員数319人の計画に対しまして313人という状況でございます。

このようなことから、第2次総合計画におきましても、さらなる市民満足度の高いサービスの提供ができるよう効率的な組織の構築を目指しまして、適宜見直しを行いますとともに事務処理の効

率化、迅速化、組織の活性化に努め、適正な職員配置及び職員定数となるよう努めてまいりたいと考えております。

そうした中、庁舎を統合する場合には、これにあわせて行政組織及び職員配置並びに職員定数につきまして、見直しをしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

一通りの答弁ありがとうございました。再質問は少し辛口になるかと思いますが、お願いします。まずふるさと納税でございますが、これが本巢市のふるさと納税のチラシでございます。分庁舎等に飾ってあります、募集中ということで。

先ほど言いました本巢市の募集のチラシで、そしてこの1面の2枚目が申込用紙になっています。これが本巢市の、難解です。

先日ですが、伊賀市のほうへ行ってまいりました。これが伊賀市のチラシの表面です。何か随分違うなあと思いますが、そこで伊賀市の職員の方とお話ししまして、ここが原本なんですけれども、このチラシをどれぐらい、まずつくられましたかと。26年度につくったんですが、1万5,000部つくりましたと言ってみえました。おたくのほうのふるさと納税どうですかと聞きました。平成24年度は8件、423万円だそうです。25年度、同じく8件、263万円だったそうです。しかし、チラシを1万5,000部刷って、庁舎から観光地、道の駅、そういったところの一番人通りのある、人の交流する道筋のところこのチラシを置いてあります。すぐ私もわかりました。じゃあ、このチラシつくってどうでしたかと、26年10月9日につくったそうです。そうしたら26年、まだ47件だったそうです。しかし、1,892万円になりました。今まで400万円、200万円、400万円だったのが、まだそんなにたっていないんですけれども1,892万円。何でですかと。一応雑誌だとかテレビでも紹介されたこともあります。一番大きいのは市外の方が来てもらえる観光地、うちで言えば道の駅だとか、温泉だとか、四季彩館だとかキャンプパークだとか、市外の方が来てもらったときにわかる場所に置いてあるから効果があると。分庁舎に置いたって市民がとるだけです。市民がふるさと納税するわけじゃないです。だから、そういった効果があったと思いますと言って、少しお褒めをしたら、かなり自信を持って話されました。それも一つだと思っております。

2枚目は何かというと、めくる式になっていますね、たった1枚ですが。2枚目には、どういう目的でしますかということが明確にうたってあります。制度の内容の流れもうたってあります。

3枚目は御存じのように、贈る品を選んでくださいよという、何を選ぶのかということが書いてある。そして選ぶと。一番ここにあるのが、これ500万円ね、500万円出していただいたら、伊賀でするので、金の忍者の手裏剣を贈るそうです。これはちょっとやり過ぎだと僕は思いますけども。

そして、最後が寄附の申込書というふうになっております。そうすると本巢市ももう一ひねりが必要じゃないかと、たったこの1枚で、あげくの果て申し込みだけしてくださいよというパターン

じゃなしにというふうに思いました。ぜひ、今後御検討をお願いしたいと思います。

そんな中で再質問でございますが、寄附を受けた金額に対し、寄附された額がかなり多いということはどうかということ。

それから、もう1つは総合計画に基づいてですが、関東の覇者、室町時代でございますが北条早雲というのがおりまして、北条早雲は城主になってから、すぐ新しい組織をつくれと。税は、通常は五公五民といって、半分が税金を取るよというのがそのころの通常であったそうですが、斬新な策として、逆に税金は4割でいいよという1割削減する方針をとったのです。これは、その当時ではすごいことだと思います。組織の部下の意欲を向上させるための団結力を強めたいということで、あえて当時の隣国の税制とは違った税制措置をとったということで、最後は関東の覇者になったという北条早雲の話聞きまして、きょうそれをお話しさせていただきました。

そういったことで、行政改革もありますが、肝心なのは職員さん、私も行政職員として33年間やって、中には9回の人事異動により、平均すると僕は1カ所に3年ぐらいしかおりませんでしたけれども、そういった中で本巢市の人事配置の異動年数なんかはどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

1項目め、ふるさと納税制度についての本市における3年間の各年度ごとの実績は、また本市民が他市町へ寄附された件数並びに金額はの再質問については企画部長 大野一彦君。そして、2項目めの第2次総合計画に向け取り組み、成果を上げるための第1弾としての市組織の改革並びに市職員配置並びに定数見直しについての再質問については藤原市長に、それぞれ答弁を願います。

2点とも企画部長 大野一彦君に答弁を求めます。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、再質問のお答えをさせていただきます。

まず1点目のふるさと納税の、私ども本巢市が寄附をいただきました金額と、それから本巢市民が他の市町村へ御寄附をされた金額、先ほどちょっと御紹介をさせていただきましたが、かなり開きがあるということで、この件につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

私ども、ちょっと繰り返しますが、制度が始まりまして、20年度から昨年25年度まで、ふるさと納税といたしまして179万5,000円の寄附をいただいております。同じ期間の本巢市民が他の自治体に寄附をされた金額、これはその間で2,275万4,000円になるわけでございます。単純に比較いたしますと10倍以上の開きがあるわけでございますが、そのお金の仕組みと申しますか、そこら辺を比べますと、本巢市にいただきました179万5,000円は、そのまま本巢市に入のお金でございます。また、他の市町に御寄附をされました金額につきましては、寄附金のうち2,000円を超える部分につきまして、所得税や住民税からその全額が控除されるということになっておりますので、他の自治体に寄附された場合につきましては、本来、本巢市がその寄附によって収納ができなかった金額と、こういったものとの比較をする必要があるというふうに思っております。

それから、2点目の職員の人事異動等によりまして、大体どれくらいで異動をしているんだとい

う御質問でございます。

職員の人事異動につきましては、毎年4月1日を基本といたしまして行っているところでございますが、人事異動によりまして、中には1年で異動になる職員でありますとか、また5年を超え、6年、7年というような職員も中にはおります。そういったことから、何年くらいで結果として異動しているのかということで、データといたしまして、結果的に平均をいたしますと、ほぼ3年程度の平均値というような状況でございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

ありがとうございました。

先ほど言いましたように、私も33年間で9回だから3年ちょっとですね、理想だと思います。役所に入ったときに、先輩から1年は俺の隣で勉強しながら仕事をせよ、2年目は自立せよ、3年目はおまえの横に後輩が来るから、指導しながら業務に当たれとって言われたことを思い出しております。確かだなあと思いましたが、そのうちに3年が5年、5年が6年という職場にもなってきました。しかし、やはり若い方、大抵係長以下ぐらいの方はどんどん異動して、いろんなことを勉強して将来に役に立つ、いろんなことを覚えていただくということがよろしいかと思っておりますので、たまたま今、3年とお聞きしましたけれども、特殊な方はまた別ですよ、技術的な面で特殊な方は別だけど、そうあるべきだなあという感想を、お答えをいただいて思いました。

ふるさと納税については、行政マンの手腕が、いや、アイデアが問われます。自助努力、魅力のPR次第で収入もアップするのではないのでしょうか。過度なお礼品を贈るだけではなく、やはりそういうのが必要かという思いをして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を10時20分からといたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時00分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続きまして、3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3番（鏝本規之君）

通告に従いまして順次質問をしていきますけれども、今回の質問は、全て市民からの要望という形であります。正直なことを言いまして、下水工事どうのこうのと言うものも、私も余りよく知らなかったことですので、質問の内容において少しずつずれがあるかもしれませんが、その点

については議長のほうよろしく御配慮のほどお願いをいたします。

1点目の、農業委員会の農振除外についてですけれども、昨今テレビ等で東北のほうの新幹線のことを報道されておりますけれども、またこの本巢市においても、東海環状自動車道の工事も着々と進んでおりまして、数年先には開通するということでもありますけれども、新幹線の駅にしても、道にしても、今議長をやっておられる黒田議員が、数年前に道ということに対して一般質問をした折がありますけれども、そのときにつながっていてこそ初めて道というような回答を、またそのような思いを強く述べられておりました。

その中において、新幹線の駅にしても高速道路にしても、私の思いとしては、お金の入ってくる道と出ていく道があると思っております。お金の入ってくる道にするためには、今どういう施策をとって、どういう準備をすべきかという思いの中から、今回農業委員会の農振除外の申請についてお伺いをしていきたいと思っております。

いろんな人が私のところに来て、いろんなことを言っていきますけれども、その中で、店舗を出したい、店も出したい、工場も出したいけれども、なかなか農振除外の許可においてスムーズに進んでいかない。私も商売人の一人として、店舗を経営しておる者として、工場を出したい、店舗を出したいという思いの中で、思ったときにすぐ出したいというのが経営者なんです。また、工場も忙しいから新たな工場をつくって、そこに新しい工場をつくってすぐに開店をしたいという思いが強いがために、いろんなところの土地を探しに行くかと思っております。

そういう中において、農振除外等々のことで、手続で1年、2年、3年、4年と時間を費やしてしまいますと、物事が進みにくくなる。経営者としては、そんなうっとうしいところよりもスムーズにいけるところというような形になる。それがいい例として屋井の工業団地、今までなかなか売れなくて非常に困っていた。高速道路の開通のめどがついた段階において、ぽっぽっと売れるようになり、また県においても、工業団地の整地したところがなかなか売れなくて困っていたものが非常に今足らなくなっていて、もっとたくさんの工業団地をつくらうという意向になっている、そういうような形なんです。それはなぜかと言うと、すぐ買って工場を建てることができるということなんです。そういうことから、店舗を出したい人、また不動産関係の人から私のところに問い合わせがあるのは、どうして本巢市は農振除外の申請が年に1回なんですかと。他市においては、数回やっているところもあるけれども、何とかしていただけないかというふうの要望が来ております。

そこで、お伺いをいたします。今、農振除外の申請のルールはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、御質問の現在の農振除外申請のルールはどうかということについてお答えをさせていただきます。

現在、本市におきます農振除外につきましては、毎年9月から10月の2カ月間で除外の申請を受け付け、翌年1月から3月の間に該当案件につきまして農業委員会、ぎふ農業協同組合、各土地改良区井水組合及び本巣郡森林組合に意見を伺い、その意見を参考にして本巣市農業振興地域整備促進協議会で除外についての可否の審査をいただくこととなっております。その後、4月以降に県との事前協議と公告縦覧の手続を経て、正式に農業振興地域計画変更協議申出書を県知事宛てに提出し、9月以降、県の同意が得られれば農振除外が認められることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ということは、1年間の間に受け付けはいつでも結構ですよというふうに解釈してよろしいのかな。けれども、会議をする、またそのことにおいて許可を出す会議は年に1回というふうに解釈してよろしいのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

まず申請でございますけれども、先ほどもお話しさせていただいたように、毎年9月と10月の2カ月間に受け付けをさせていただいております。それから、その審査は先ほども申し上げましたように、本巣市農業振興地域整備促進協議会で年に1回協議をさせていただいて、その可否を決定させていただいておるところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

2カ月間の間に申請をしてもらって、そして会議を開き、年に1度の許可が出るというふうの解釈なんですね。そうすると非常にゆっくりであろうと。他市他県において、2回以上やっているところがあると聞いております。2回やるといけないという理由が何かあるかということと、2回以上やる必要を認めて、今後それに対して複数やるような検討をする意向があるのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

2項目めということで受け付けます。

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは農振除外の申請について、会議を1回でなくて数回することはできないかというお話でございます。先ほど、産業建設部長が現在本巣市では1回ということで御答弁を申し上げました。そういうことですが、今年度と来年度につきましては東海環状自動車道の関係の案件につきまして、今年度と来年度についてはもう1回追加の申請期間というのを設けておるところでございます。これは先ほどもお話がありますように、東海環状自動車道の建設に伴う用地買収で建物移転が必要な地権者の方も多くて、その中でも移転を目的とした農振除外を希望される方、そういう方もおられるということで、国のほうから東海環状自動車道の早期供用に支障を及ぼさないようにしてほしいというような要請もございまして、県と市で今回複数回、2回やろうということで、今年度と来年度についてはそういう方向で今進めておるところでございます。

農振除外の話は少し御説明申し上げますと、市の農業振興地域整備計画というのを変更いたしまして、農用地の指定を外す手続になるわけでございますけれども、その農業振興地域整備計画というのは優良農地を保全し、おおむね10年先を見通した長期的視点に立って農業を振興するためのものがございます。

このことから、計画の変更に際しましては、先ほど産業建設部長からお話がありましたように、いろんな方々の御意見をお聞きしながら進めていくこととなっております。農業委員会、ぎふ農業協同組合、各土地改良区の井水組合、また、本巣郡森林組合等の意見を必ず聞いて、本巣市農業振興地域整備促進協議会で除外の可否を審議するというようになっております。

また、審議案件を許可するのに当たりましては、必ず県の同意が必要ということでございまして、公告縦覧の前に事前審査も受けるということになっております。また、その期間というのは事前の調整ということで、約3カ月間ぐらい現在かかっているんですけれども、それぐらいの調整期間というのを求められていると。その間を経て、正式に県のほうへ申請をし、許可をいただくというふうになっております。

しかしながら、先ほどの議員の御質問の中にもありますように、県内の市町村におきましては、既に年2回の受け付けを行っている団体もございまして、また県のほうにお聞きしますと県のほうでも計画変更の決定も年2回行われているというようなことでございますので、今後本巣市におきましても、関係の機関と協議いたしまして、先ほどでもありますように、事務処理のスピード化と申請者の負担軽減を図るために、年2回の受け付けをして県へ申請するというような形での事務執行を今後検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私のところへ相談に来てくださった方も非常に満足するであろうと思っております。今後とも引き続き地域発展のために寄与してくれることを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

2問目は、下水道処理の使用料についてということでお伺いをいたしています。

私も、この地に来て20年近くになるわけですが、最初に来た当時は、個人浄化槽ということでした。そしてその次に、その当時は3人家族、4人家族という形でしたけれども、合併、公共のほうにつなぐことによって工事をしたわけなんです。そしておかげさまと孫が2人出てきて、そのときに今まで余り苦にならなかったんですけれども、下水処理料金というものを初めて目にしたときに、個人浄化槽と公共の料金との違いをまざまざと目にしたというわけです。それまではのんびりといいいじいちゃんばあちゃんをやっておりましたけれども、初めて見たときに少しくエスチオンマークがつかまりましたので、質問をさせていただくわけなんです。

現在本巢市では、下水処理は公共の施設を利用するか、もしくは個人が設置する合併浄化槽を設置するしかないわけなんですけれども、公共を利用した場合、4人の家庭と計算した場合と、また個人浄化槽を7人槽を設置した場合との問題があると言っております。質問の内容、文章の中には細かく書いてありますけれども、これを私が読んでしまっただけでは回答のほうとのつじつまが合わなくなってきますので、まず最初に、公共の料金のシステムとそれから合併浄化槽を設置した場合の料金、料金の対比をちょっとお聞きしたいと思っておりますので、4人が使用した場合、また個人浄化槽を4人が使用した場合の料金体系についての御説明をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

○上下水道部長（杉山敏郎君）

現在の料金体制はどのようになっているのか、また個人浄化槽を設置した場合の7人槽の料金はいかほどの御質問にお答えをいたします。

下水道処理施設使用料につきましては、現在、世帯人数を基本とする人数制と、汚水の流量に基づく従量制の2方式をとっておりますが、一般世帯は人数制によるものとしており、1世帯当たりの基本料金を1,600円、加算料金1人当たり月700円とし、例えば4人家族の場合は税込みで月額4,752円、年間では5万7,024円となるところでございます。

また、個人浄化槽を設置した場合の7人槽の維持管理料金につきましては、らくらく契約では清掃費用、保守点検費用、法定検査料金として、おおむね年間合計5万2,710円となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今の説明ですと、7人槽を設置した場合と、家族が4人いる場合とはさほどの変わりはないかというふうに思いました。

そこでお伺いをいたします。2番目に移りますのでよろしく願いいたします。

個人浄化槽の補助金についての説明を求めたいかと思っております。今、どういう形で個人浄化

槽を設置すると補助金がいただけるかということについて、詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

○上下水道部長（杉山敏郎君）

個人浄化槽の補助金についての説明ということで、お答えをいたします。本市の浄化槽補助金制度につきましては、国と県の事業補助金を含めて、浄化槽設置整備事業補助金として交付しており、本巢市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱によりまして、補助対象を下水道事業の未整備区域、または下水道事業による整備区域内で居住地と接している公道に下水道管が埋設されていない区域における専用または併用住宅での設置で、当該浄化槽が要件に適合し、浄化槽設置後の維持管理責任が明確であるものとしております。

補助金の額といたしましては、浄化槽人槽に応じまして、例えば窒素またはリン除去能力を有する高度処理型で5人槽の場合は、44万4,000円の補助。同型で7人槽は48万6,000円。豪雪地帯では、5人槽で47万1,000円、7人槽では51万9,000円となっており、さらに、窒素及びリン除去能力を有する高度処理型の場合は、市独自の上乗せをしておりますので5人槽で108万1,000円、豪雪地帯におきましては114万円となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今の説明ですと、要するに公共の地域内、管が設置してあるところにおいては、個人浄化槽の設置をしても補助金がいただけないというようなふうにとられるわけなんですけれども、そのように解釈してよろしいかということなんです。それでよろしいですか。

そういうことになりますと、3番目に移ることになりますけれども、そういう形でいきますと非常に不合理ということが感じてくるわけなんです。下水処理を市に移行する場合、個人浄化槽と公共を利用する場合、先ほど4人・4人の場合は同等だというふうに、そんなに大きな隔たりはないだろうと。私もそういう形で今まで過ごしてきました。おかげをもちまして孫が2人できたことによって、6人になったわけ。今、その孫の子守で楽しい人生を送っておりますけれども、2人ふえることによって、合併浄化槽のときよりも公共を使用していく場合、年間において約8,400円ぐらいがふえていくということで、2人ふえたことによって1万6,000円ばかりふえてくるわけなんです。

市長が、子ども支援という形で言葉は悪いかもしれませんが、昔のように産めよふやせよということで、私も子どもが好きでございますので息子夫婦に頑張るよにということを言うてるわけなんですけれども、3人目がふえるとまた使用料が高くなるということになるわけです。言

葉は悪いですが、上のほうの支援、いろんな形で子育ての支援をしているわけなんですけれども、下のほうで搾り取るような形の制度というのはいかがかなという思いがしているわけです。6人と7人と子どもがふえていく。世帯数が、家族がふえていくことによって、合併浄化槽のほう率がよくなるということになるわけです。そうすると、合併浄化槽を皆さん選択したいにもかかわらず、公共の施設ができるところには補助金も出しませんよということになると、常平生市長さんが言うておられる子育て支援ということ、また国でも言われている核家族、本巢市においては平均の家族の人数が2人切るのではないかなというようなことを先輩議員から聞きましたけれども、それを4人にしたり5人にしたり核家族をなくすることが本巢市の発展につながるだろうという思いからしてみると、非常に市長の常平生言うておることと矛盾するようなことになるのではないかなあとふうに危惧をしておるわけだ。

そこで、市長さんでも結構ですし、担当部長でも結構なんですけれども、この補助金のルール等についての見直しを検討してはどうかということをご提案するわけなんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

○上下水道部長（杉山敏郎君）

浄化槽の補助金のルールの見直しについての御質問にお答えしたいと思います。

議員の御指摘で、下水道管が整備されている地域においては、合併浄化槽の設置の折にいただける補助金がいただけないということでございます。これにつきましては、現在、浄化槽の設置整備事業と同様に生活環境の向上と水質保全を目的として運営しております下水道事業についても、区域内の皆様にご理解をいただき、推進しているところでございます。

こうした下水道事業の推進を図るためにも、下水道整備区域内の方には下水道の利用を御理解いただき、この事業の推進に努める必要があるものと考えておりますので、現在の制度についてはこのまま進めていきたいと思っておりますので御理解いただけるようお願いしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

補助金のルール改正ということにおいては、今までも施行されている関係上なかなか難しいであろうと思っております。そこで4番目に移りますので、議長においてはよろしく御配慮のほどを。

補助金については、私も賛成した関係上なかなか難しいであろうという思いはしておりますけれども、使用料についての差はなくなれば、合併浄化槽であろうと公共であろうと少ない人数の場合においては別として、ある程度多くなってくるとその差がどんどん広がっていくことによって負担が多くなる、大きくなれば当然不満も出るだろうという思いがしております。そこでお伺いをいた

しますけれども、公共の使用料についての料金の見直しを図ることによって、常平生市長さんが言っておられる子育て支援等々のことと合致するのではないかという思いもしておりますので、使用料の料金の見直しについて改めてお伺いをいたします。これはもう部長さんでも市長さんであっても結構でございますので、そういう方向に持っていけるか否かをお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

○上下水道部長（杉山敏郎君）

使用料の見直しについての御質問にお答えをいたします。

下水道使用料金につきましては、人数制と従量制の2方式をとっておりますが、一般世帯につきましては、先ほども申しましたとおり人数制を採用しており、世帯人数がふえることにより使用料金、加算料金でございますが、それに反映するものとなっております。

世帯人数別の下水道料金の現状におきましては、年間使用料金としまして4人世帯で5万7,024円、7人世帯で8万4,240円となっております。また、個人の浄化槽におきましては、らくらく契約によります清掃費用、保守点検費用、法定検査料金を含めた年間維持管理料金としまして、おおむね5人槽で5万400円、7人槽で5万2,710円となっております。

しかし、下水道使用料金の人数制につきましては、議員申されますとおり、世帯人数が増加するごとに下水道使用料金と浄化槽の維持管理料金との間に開きが出てまいります。これにつきましては、今後さらに生活環境の向上を図るために、下水道施設への接続の促進もあわせ、合併浄化槽の設置促進についても、両面から使用料金の適正が期せるよう考えてまいりたいと存じますのでよろしくお願いたします。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ある程度の上限も定めて、それ以上は使用料をアップしていかないよというような形にしていたらと幸いかなあという思いがしておりますので、部長さんにおかれましても、また市長におかれましても、その旨を酌んで検討していただけるようお願いをして、次の質問に行かせていただきます。

3番目の質問は、前回も行った真正中学校のグラウンドの整備と、またそれに隣接する南にある、個人が所有している土地についてお伺いをいたします。

前回も2人の方から答弁をいただきましたけれども、その中において、市の所有する市の名義のものは市の財産であるという回答をいただきました。そのことによって、ある程度の方向性が出されたのではないかなあという思いがしております。また、たまたま私の一般質問と、またCCネット等を見られた市民の方から、この案件について相当に詳しい、私も知らないようなこと等々を私

のところまでわざわざ来てもらって、相当御高齢でしたけれども、いろんな御意見をいただきました。また、いきさつも聞いたわけなんですけれども、この12月の一般質問の中において、それ以後この地主であるA氏と何らかの形で折衝したのか、また市の名義の土地の整備について了解を得るための接触を試みたか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

A氏とグラウンドの土地問題について、またA氏所有の土地の買収を交渉したかの御質問に対してお答えさせていただきます。

真正中学校のグラウンドに隣接いたしますA氏所有の土地の問題につきまして、まだ折衝とか用地交渉には至っておりません。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

今年度の予算を見ますと、真正中学校の増築という形で多くの予算が計上されております。当然、生徒数がふえるということで計上されている問題なんですね。生徒数がふえるということは、グラウンドも多く使うということなの。そういう中において、このグラウンドを広く利用するために、また有効に使用するために前回質問をしたわけです。その回答の中において、市の名義の土地は市のものであるという回答がなされた。当然私としては、その市の名義のところを伐採をするなり何らかの形の予算が計上されるかと楽しみにしておりましたところ、そういうようなことが載っておりません。そのことについて、ですから交渉をしたのかということなんです。前回の一般質問においても、四十数年にわたってA氏が所有している40坪等の土地に対して交渉を、市の土地となるように売買の交渉をした覚えがありますかとお尋ねしたところ、そういう交渉をした覚えがないという回答でありました。ということは、今後においても、あのままの形で継続をしていくのかというふうにとれるわけなんです。

もう少し前向きに、あの土地に対して生徒たちが安心してグラウンドを利用できるように、当然見てみましたけれども、非常に乱雑な雑種地となっております。中には建設廃材も多く捨てられております。学校の周辺、特に運動場のすぐ近くにそのようなことがあるということにおいて、何十年も放置されているということにおいては、到底市民の一人として納得できることでもないし、私のところに父兄の方たちが多く相談に見えます。何とかしていただけないかということで、私のところに来ているかと思っております。

ですので、少しきつい口調になるかと思いますがけれども、今の状況において私が何を言ってもなかなか通じないということもありますので、今のその雑種地の周りのことに対して、教育長並びに

事務局長がどのような思いとどのような観点で、また、中がどのようなになっているかの状況の説明を求めます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

市名義の土地につきまして、雑木が生えており、その中に建設廃材等が置かれている状況であります。その点につきましては把握しております。そしてまた市名義の土地につきましては、前回の総務部長が答弁いたしましたとおり、市のものとして認識はしておるつもりであります。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

それだけの認識を持っていて、なおかつ伐採等、またそこに置かれている廃材等の撤去が3カ月たってもなされていない状況についてどのようにお考えか、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

筆界特定制度というのがありまして、それを利用しながら用地交渉もあわせていきたいと考えており、それにあわせて雑木林の整備も考えていくつもりであります。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

今、私が3番目に質問しようと思いましたが筆界のという話が出ました。土地の名義、土地の境界線を明確にするという制度ですね、今事務局長が言われた制度。それはそれで大いに結構なことだと思っております。ただ、私の思いとしては、何らかの形で市の土地、またA氏の土地という形である程度の区分ができていると思っております。その中において伐採等を行えば、当然地権者という私の土地であると思っておられるA氏のほうから何らかのアクションが起こるであろうと思っておるわけです。起きたときに初めていろいろな話ができるであろうという思いがしております。事務局長におかれましても、A氏との接触を何カ月もたってもしていないという状況において、改めて何らかの形でアクションを起こすことによって、地権者との、望むことではないんですけどもトラブルが起きる、工事の差しとめ等々のアクションを起こしてもらえることによってそのことがきちとなされるのではないかなあという思いがしておりましたので、改めて質問をしたわけなん

ですけれども、そういうことをする前に、今言われる専門用語みたいなことなんですけれども筆界特定制度という制度があるんですね。それを求めることによって当然地権者また私の土地であるという人を呼び出して、そこできちんとしたルールに基づいてやるということも、それはそれでよからうかと思っておりますけれども、早急にやるべきであろうという思いはしております。

当然、段取りとしては、それはこちらのほうから申請をすればすぐできることですので、この手続はしてあるのかお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

筆界特定制度とは、議員が御指摘のとおり土地の1筆ごとの境界（筆界）を決定するために、登記名義人の申請等により申請人・関係人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえ、筆界の現地における位置を筆界特定登記官が特定する不動産登記法上の制度であります。ただいま申請に向けて筆界の特定を必要とする理由、それから意見または資料等を調整中であり、早急に申請できるようにしたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今手続をして、そしてその物事をなしていくということなんですけれども、来年度に向かって、もう教室の増築の予算がなされている、当然ふえてくるというのが前提なんです。にもかかわらず、今回運動場の増築等々がなされていないということは、当然来年何かの形でアクションを起こさなければいけないだろうという思いがしておるわけです。そういう中において、早急にやるということでございますけれども、予算を組む等々ということを鑑みれば、9月か10月までに何らかの形で結論が出ていないと到底無理であろうと。私も顧問弁護士が2人おりますので、いろいろと相談をしておりますけれども、この制度を利用しても3カ月、4カ月は優にかかるといことなんです。ですから、物すごく早いスピードで物事をなしていってもらわなければ、事が進まないであろうと思っておりますので、4番目に移ります。

今後の方針と考え方があれば、また目的や時期を明確に設定できるというなら、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

筆界特定制度については、今月いっぱい申請できるようにしたいと思います。それにあわせて、用地交渉等も進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

教育長に改めてお伺いをいたします。

この問題においては、四十数年にわたって長々とつながってきているわけです。教育長も、教育長という席に座られて長い年月がたっているわけです。いろんな答弁の中において、教育ということに関して、教育長は教育長の信念のもとにおいて、いろんな答弁をなされておりますけれども、この学校の校庭の整備においては、どう見ても今までの答弁と整合性がとれないような思いがしております。教育長において、改めてお伺いをいたしますけれども、この運動場の整備において、また非常にグラウンドも荒れている、そういうことにおいて今後はどのような考え方があるのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

真正中の南部のグラウンド南東部の場所につきましてのお尋ねでございますが、この件につきましては、委員御指摘のとおり来年度ですが、生徒数増に対応するために校舎の増築も行わせていただくところでございますし、生徒数がふえれば、グラウンド整備もこれは当然考えていかなければならないところでございます。また、真正中のグラウンドにつきましては、これも時間がたっております、その土地の部分を除いた部分につきましても大変状況が悪くなってきておるところでございますので、これにつきまして子どもたちがふえる、ふえない、このことは抜きにしまして整備を行っていかねばならない。また、このことについて先生方をお願いをして予算を立てて整備をしていかねばならない。

これは、子どもたちの教育、そして学校環境整備も含めてのことでございますが、できるだけいい条件のもとで、このことにつきましては、常に市長も同じ思いで申し上げているところでございますけれども、いい環境を子どもたちに提供してやりたいという思いでございますので、先ほど事務局長のほうから話がございましたように、法務局のほうに筆界特定、この事務手続を早急に進めさせていただきましてそういう整備ができるように、さらには南東部にございますA氏所有の土地もございまして、これもお譲りいただけるように交渉を進めさせていただく中で、子どもたちにとって広くて活動ができる環境を整えてやりたい、そういうふうに思っておるところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

真正中学校のグラウンド、非常に荒れている。こういう一件がありましてからよく行くようになりまして、つくづく感じております。真正中学校の前に糸貫中学校のグラウンドも非常に整備をさせていただきまして、非常にきれいになっております。父兄の方からきれいになったということで、非常にうれしい声を聞いておるところなんですね。糸貫中学校の生徒さんの父兄さんと同じように、真正中学校の父兄の方たちにも同じ思いをしてもらいたいがために、どうか一刻も早い解決をするように願って、次の質問に移らせていただきます。

次の質問も土地に関する問題でございますけれども、真正中学校の東側にある旧テニスコート跡地についてですけれども、この跡地については、昨年の予算で更地に戻すという整備の予算が計上されておりました。この予算が計上された経緯においては、地元の市議員の方たちが非常に苦勞をなされて、また市にお願いをして、予算の計上がなされたわけなんです。この案件も長い年月、合併以前からの懸案となっているわけなんですけれども、この予算が計上されたことにおいては、それぞれに苦勞がなされて計上してもらえたと思っております。にもかかわらず、いまだ3月の声を聞いておるわけなんですけれども、工事がなされておられません。

そこで、改めてお伺いをいたします。

せつかく3,000万近い予算を計上していただいているわけなんですけれども、工事がいまだに行われていない経緯と、今の状況の説明を求めたいと思っております。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは、真正中学校東にあるテニスコート跡地についての今までの経緯と、今の状況をお答えさせていただきます。

真正中学校東にあるテニスコート跡地のこれまでの経緯につきましては、合併前の真正町時代に真正中学校のテニスコートとして借地契約により整備されました。その後、真正庁舎南側の市有地に新たにテニスコートが整備されたため、借地契約を終了し、平成8年9月30日をもって真正町から土地所有者に返還されました。その後、返還から15年経過しておりますこの土地の所有者のフェンスが、平成21年12月に隣接する他の所有者の土地に倒壊しました。

土地所有者は、この土地は市から返還されていないと主張され、フェンスの撤去を拒否されたため、困られた隣地土地所有者並びに自治会長さんより、元借り主の市に相談がありました。そのため、市では弁護士とも相談させていただき、緊急並びに市民の安全性の観点から、民法第697条による事務管理によりフェンスの一部を撤去し、撤去費用につきましては土地の所有者に請求をしてきたところであります。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏑本規之君）

そういう経緯の中に、予算を計上して市のお金でそこを整地するという形で予算が計上されたわけなんです。当然きれいになっているかということなんですけれども、工事が行われていないことについての理由を求めます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

昨年度末に、無条件で問題が解決できるというお話をいただき、予算を計上させていただきました。その後、地元の関係者の皆様を中心に、いろいろ交渉をしていただきましたが、土地の所有者から原状回復以外に、返還後の借地料とか固定資産税の問題を主張されており、工事を執行できる状態に至っておりません。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

本来ですと、平成8年に土地の返還が成立しており、それから15年がたっているわけなんです。今言われるように、家賃等の云々ということになれば、当然地主さんは、平成8年から1年でも2年でも、1カ月でも2カ月でも家賃が滞納しておるということで何らかのアクションが起こされてしかるべきだと思っております。にもかかわらず、私の知るところではそういうアクションは起こされていないということになれば、当然ルールに従った返還が行われているというふうな解釈で私たちが行動をし、また当の本人にも了解を得て、一切のそういうものはないと。けれども、市へ更地に戻していただければ幸いであるということで動かされたのではないかと思っております。

そういう中において、工事が今言われるように、また家賃どうのこうのということになれば、また平成8年当時の云々に戻ることになるかと思うんですね。当然その問題は、表に出すべき問題ではなかろうかという思いがしております。今回予算が計上されていて、それが施行されないということになると、どういう形になるのか私も余りよく承知しておりませんので、3番目に移りますけれども、もし施行できないということになれば、市として予算計上した責任上の問題もあるかと思っておりますので、改めて市長にお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、真正中学校東にございますテニスコート跡地につきまして、お答え申し上げたいと思います。

今後の方針ということでございますが、先ほど教育委員会事務局長のほうから経緯等々御説明申し上げましたし、また工事ができない、今現在の状況を御説明申し上げましたけれども、この土地につきましては、平成8年に真正町から土地の所有者に返還されたというふうにされておりましたけれども、その後、16年の合併以降に新市になりましたも、土地の所有者から農地への原状回復がなされていないことへの苦情が、それぞれ所管の窓口のほうへ苦情が継続されてきたというところでございます。

こうした中、平成26年1月末に、地元の関係者の皆さんの仲介によりまして無条件で農地への原状回復することについて、土地の所有者からの同意が得られるというお話がございまして、こうした長年の行き違いによるトラブルを解消するよい機会だということを思いまして、平成26年度の予算に計上させていただきましたものでございます。

予算を計上させていただきましてから、その後平成26年7月に土地の所有者宅を訪問させていただいて、市のほうでこうした予算を計上しましたよという説明を行うとともに、9月以降、27年の2月に至るまで、地元の関係者の皆さんを中心に、工事執行に向けて交渉を進めていただいてまいりましたけれども、農地への原状回復以外に先ほど事務局長がお話し申し上げましたように、新たにそれ以降、今までの借地料とか固定資産税はどうするんだと、そういうような主張が出てまいりまして、当初の無条件で工事を執行するという条件での同意が、土地の所有者からは得られませんでした。

こうした結果になりましたことは大変残念に思っておるところでございまして、今回こういうことを想定できずに予算を計上したということで、大変残念に思っておるところでもございます。今後につきましては、今回地元の関係者の方々、多くの皆さん方に汗をかいていただいて御協力をいただいて、こういった交渉解決に向けて進めてまいりましたけれども、結果として工事ができないというふうな結果になっておりますことから、当面、市として今後対応していくということは大変困難だというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

工事ができないということになる、結果として地主の方がその工事を望んでいないということだと思ふわけなんですね。更地にすることを望んでいないということになれば、当然地主の人において、地域の方から苦情の来ないように、その自分が所有する土地の管理等をきちんとするように、市のほうから指導するようにお願いをするしかなかなかろうかと思っております。また改めてその土地を更地にするからということで予算を計上されても、私としては、はい、わかりましたと言うわけにはいかない状況になってしまっているわけなんですね。そういうことも含めて、地域の方から苦情の出ないようにしっかりと指導するようにお願いをしておきます。

また、今回の私の質問等に、今回で退職される部長さん各位におかれまして、本当に長いことお

世話になりました。市民に成りかわりまして、この席をかりますけれども厚く御礼を申しておきます。どうも御苦労さまでございました。新しい人生を大いに楽しんでいただきたいと思います。以上をもって終わります。

○議長（黒田芳弘君）

引き続き質問に移ってよろしいですか。

続きまして、5番 船渡洋子君の発言を許します。

○5番（船渡洋子君）

今定例会の最後の質問とさせていただきます。また、先ほど鏝本議員も言われたように、今年で退職をされる部長様におきましては、私も毎回のように質問させていただきました。よい置き土産をしていただけるような回答を願ひまして、質問をさせていただきたいと思ひます。

4点にわたって、今回質問をさせていただきます。

まず1点目です。消費者教育推進法が平成24年12月に施行され、消費者教育の推進が必要と思われまゝ。近年ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでいます。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化している中で、子どもや若者が一人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう、早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっています。

消費者教育とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育であります。乳幼児から高齢者に至るまでのライフステージに、その時代、社会、環境に応じてさまざまな知識、適切な消費行動がとれる実践的な能力を身につけるための教育と言われております。

昨年6月に政府が閣議決定した消費者白書によると、13年度は、全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が92万5,000件と9年ぶりに増加に転じ、42都道府県で12年度を上回る結果となっています。消費者庁は、65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3,000件多い26万7,000件と、人口の伸びを大幅に上回るペースでふえているのが大きな要因と分析をしています。そのほか、未成年に関する相談件数が、2010年度以降、毎年約2倍ペースで増加していることも問題となっています。最近では、小・中学生の携帯電話、スマートフォンの所持率、パソコンの使用率と、それに伴うインターネットの利用はますますふえており、消費者トラブルは増加の傾向にあります。また、子どもが親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけている現状であります。

県としても、2014年度から2018年度の5年間の消費者教育推進計画を立てています。消費者自身を含め、民間行政それぞれの教育の担い手となり推進とあります。

ここでお尋ねをいたします。1番、本市における消費者教育の推進計画実施状況はどのようになっていますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、本市におきます消費者教育の推進計画実施状況についてお答えさせていただきます。

市町村の推進計画につきましては、消費者教育の推進に関する法律の規定により、国が定めた基本方針及び県計画を踏まえ定めるよう努めなければならないとされております。県に確認をいたしましたところ、現時点におきまして、同計画を策定した市町村はまだ把握していないとの回答でございました。しかしながら、消費者トラブルの相談件数が増加していることを踏まえまして、今後は本市の実情に即しました消費者行政の推進計画につきましては、調査並びに研究を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、現在行っております市の消費者教育の実施状況につきまして、御説明申し上げます。

本市では、毎年交通安全大会のときに、消費者教育の出前講座を実施しており、今年度も約400人の方が受講されております。またこのほか、今年度出前講座をほかに4回実施し、約120人の方が受講されておみえになります。

また、高齢者の方を対象としましては、毎年総務課の生活安全対策監と北方警察署等が連携して、高齢者の世帯を訪問し、消費者トラブルについての注意喚起を行っているところでございます。今年度につきましては、糸貫地域を対象に100世帯以上で実施したところでございます。また、このほか若者に対しましては、成人式のときにトラブル防止のためのパンフレットを配付し、啓発活動を実施しております。

なお、トラブルに巻き込まれた場合には、相談先がすぐわかるように、今年度新たに作成しました自治会回覧板に市の消費生活相談窓口の連絡を明記させていただきました。相談があった場合には、その解決に向け対応策の指導、助言を行っているところでございます。

いずれにしましても、消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえまして、消費者の自立を支援するため、ライフステージに応じた消費者教育の推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

いろんなところで、今の消費者教育といいますか出前講座をされているということですが、私もある会で、県の出前講座をお願いして悪質商法お助け隊というこんな名目でやっていただきました。ボランティアの方が、寸劇を通してあらゆる状況を想定をして、こういうときにはこのようにしたほうがいいよというような注意喚起をされる、そんな出前講座でしたが、大変うなずくところがたくさんありまして、うんうんという感じで大変ためになった、見逃してしまっていたなあというような、そんなことが感じられました。今後もこういった出前講座等を通して、より多くの方にそういった消費者の自立を図れるようなことを検討していただきたい、このように思います。

そして、県のほうの先ほど言いました計画でございますが、25年度の実績ということで、岐阜県が260万円の予算を組んで、近年被害が深刻化している金融分野を題材とした授業案、小・中学校、高等学校、大学用の4種類を作成し、家庭科の授業や大学での講義を実施するという、このようなプログラムを県として行われているということでございますが、2番の小・中学校における消費者教育の実施状況をお尋ねしたいと思います。また、今後の消費者教育の強化について、見解をお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは学校関係の消費者教育、この件についてお答えをさせていただこうと思います。

議員のほうからお話ございましたように、近年でございますけれども情報化社会、そしてネット社会ということでございまして、本当に目的に応じて必要な商品を選択購入できるクレジットカードの使用によります多重債務とか、若者につきましても自己破産、そういうようなことが起こっているわけでございますけれども、トラブルに巻き込まれない賢い消費者を育てることがより一層求められる時代になってきております。こういった状況を踏まえまして、自立した消費者の育成を目指しまして、小・中学校においても消費者教育を積極的に進めているところでございます。

まず実施状況でございますが、小学校におきましては、家庭科の時間に物や金銭の使い方、そして買い物についての理解、さらにはその大切さや計画的なお金の使い方、そして買い物の仕方などについて学んでいるところでございます。

中学校でございますけれども、社会科の公民分野、そして家庭科の授業、ここで小学校の家庭科、中学校の家庭科と申し上げましたが、昔と異なりまして家庭科の時間、これは男性も女性もということ御理解をいただければというふうに思っておりますが、家庭科の授業で学習をしているところでもございます。社会科では、消費生活の成り立ち、そして消費者の権利や責任、こういうことにつきまして学習をしているところでございますし、家庭科におきましては、賢い消費者になるための商品選択、そして購入、さらにはクレジットカード、そして今プリペイド式の電子マネー、こういうものがございますので、そういう電子マネーの計画的な使い方、お金の計画的な使い方でございますけれども、こういうことについて学んでいるところでございます。

また、消費生活のトラブルについてでございますが、トラブル相談ができる公的機関の存在を学んだり、クーリングオフ制度、こういう制度がございますので、これらについても具体的に学んでトラブルに巻き込まれない、そしてトラブルに遭ったときには一人で悩まずに県の消費センター、そして先ほどもお話ございましたが市の相談窓口、そういうところに相談をして自分で解決していただける知識や技能を身につけさせるように指導しているところでございます。

続きまして2つ目の、今後のこの指導の強化という点でございますが、先ほど先生のほうからお話ございましたように、県のプログラム、こういうものもございますし、さらに現在行っており

ます指導の中で市の出前講座、そういうものも取り入れたり、さらに警察署そして金融機関の方々から最新の情報を学んだり、さらには親子で一緒に学んだりするなど、指導方法についても工夫改善を図ってまいりたい、そんなふうを考えているところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

自分のことで振り返りますと、やはり若いころは無駄な買い物をした、衝動買いとかだまされて買ったりとかということもあったかななんて思い起こします。本当に子どものうちからこういった教育をしっかり身につけておけば、そういったことも防げるのではないかなというふうに思いますので、これからもよろしく願いをいたします。

続きまして2番に移ります。教材費の支払いについてでございます。

保護者の方の不便さの解消のためにお尋ねをしたいと思います。給食費の引き落としは銀行等を選ぶことができますのですが、教材費はJ Aと指定をされるのはなぜでしょうか。J Aに取引がなく、そのために通帳をつくらなければならないのと、残高不足になる傾向があり、特に働いてみえるお母さんたちは不便さを感じてみえます。この点いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

給食費と同じ口座にはできないかとの御質問にお答えさせていただきます。

給食費の口座振替による収納手続は、本巣市公金取扱金融機関事務取扱要領により、収納金口座振替依頼書を納入義務者が本巣市指定金融機関及び収納代理金融機関に提出することにより、口座振替の方法で収納手続ができます。

一方、教材費につきましては、学校徴収金として私費扱いであり、本巣市が契約の当事者ではなく、各学校長が金融機関と契約し口座振替を行っており、支店が身近にあり事務処理においても利便性が高いことから、学校に近い農協の支店1カ所を取引先に指定し、保護者の口座から納付をお願いしております。

議員御指摘のとおり、農協に取引のない方におかれましては、口座を開設していただき教材費の引き落としに対応していただいておりますが、給食費と同じ口座から納付するためには、各学校が金融機関と新たな口座振替契約をすることになり、農協以外の金融機関となった場合は、保護者から教材を引き落とすための口座振替手数料や、教材費を業者へ支払う場合の振込手数料が現在口座振替を依頼しております農協より高くなるため、保護者の教材費の負担が増大することになります。

さらに、複数の金融機関への手続が必要となることによる収納管理事務の増大等、各学校側の課

題も多く、現段階では教材費を給食費と同じ口座から引き落とすことは困難な状況にあります。以上であります。

[5番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

小さなことかもしれませんが、すごくお母さんたちからそんな不満を聞いたもので、今回質問させていただいたわけですが、例えば口座を指定していない市町村といいますか、今言った給食費と学習費も一緒というそういう市町村というのはないのでしょうか。お尋ねをします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

今御質問のあった給食費と教材費が一緒の口座から落ちていないかという御質問であります。

当市のように、給食費を公金扱いにしておるところにつきましては、一緒になっているところはないと思います。給食費と教材費、私費学校単位で徴収している学校におきましては、一緒の口座から引き落としがされているものと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

同一の口座というのは大変難しいという回答でしたが、このことを保護者の皆さんが、例えば給食費と一緒に学習費も引き落とせるようにするには、かなり負担がかかるよと、支払いのほうに負担がかかりますよということをわかってもらえれば、納得をされるのではないかなと思います。

また、今本巢市の他市からの定住移住促進という、そんなことから進めていくということから思いますと、JAというのはなかなか農業をやってみえる人にはすごいつながりがあるんですが、一般のサラリーマンの方というのはなかなかJAというのは余りつながりがないといいますか、そういうところではないかなあというふうに思いますので、そういった努力といいますか、何とかこれを解決できるような努力を今後していただきたいという希望を持って、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、3番のパーキングパーミット制度の導入についての質問をさせていただきます。

理由としては、必要としている人が必要としているときに利用できない場合があるためということです。

パーキングパーミットとは、身体障害者駐車場を利用する際、利用許可証を発行する制度です。平成23年3月、国土交通省は、障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究と題した報告書を取りまとめました。その報告書には、パーキングパーミット制度は、障害者等用駐車

スペースを必要とする対象者を明確化し、地方公共団体内共通の利用証を交付することにより駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としており、地方公共団体により利用対象者の範囲、有効期限は異なります。

利用者対象者は、駐車時に利用証を車外に見えるように掲示することとされ、施設管理者にとっては、当該駐車スペースが目的外に使用されているか否かを判断することができます。この利用証は、一部の地域では地方公共団体の連携による相互利用も進められていますと記載されています。体の不自由な方のための駐車場、いわゆる車椅子の表示マークの駐車場は、多くの公共施設に設置されているところですが、最近では、パーキングパーミット制度による思いやり駐車場に変わってきています。思いやり駐車場と、現在の身体障害者の駐車場と違うところは、さまざまな障害や高齢者の方、内部障害のような疾病や、妊産婦や乳幼児連れのように配慮を必要とする方により利用しただけやすくするための駐車区画です。心ない方々の利用により、必要なときに駐車ができない状況を改善し、歩行が困難な方々の駐車スペースを確保するための制度として、現在は31府県3市で導入をしています。全国の約3分の2がこれを行っているということでございます。

そこでお尋ねをいたします。生きがいとやすらぎのあるまちづくりのために、パーキングパーミットの導入を行うべきと考えますが、健康福祉部長の御所見をお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、御質問のパーキングパーミット制度の導入について、お答えをいたします。

障害者、高齢者、また難病患者、そして妊産婦、けが人といった方が、公共施設等の駐車場にて一般の方の利用により障害者等スペースが利用できない場合の対策の一つとして、パーキングパーミット制度があります。

現在、岐阜県ではパーキングパーミット制度が導入されていません。現状では、制度の導入や相互利用の協定はほとんど県単位で行われており、市が単独導入した場合には、利用許可証の統一や相互利用を行うための協定締結などの課題があると考えております。今後は、県の動向を注視しながら、県内各市町との情報交換に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

部長が言われたとおり、岐阜県はまだやっていないという状況で、私どもも県のほうには予算要望をしたところでございます。本巣市だけがやっても余り意味がないということも重々承知をしていますが、市のほうから県へ働きかけをしていただきたい、そんな思いで今回この質問をさせてい

いただきました。

続きまして、4番の発達障害への支援についてお尋ねをいたします。

質問理由としまして、発達障害者支援法が制定され10年がたち、さらなる支援の取り組みが必要と思われるためでございます。

発達障害者支援法では、第5条に市町村の責務として母子保健法に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分に留意しなければならないとあります。以前に、平成19年12月でございますが、発達障害を見つけるために3歳児健診と就学前健診の中間の5歳児健診をと提案したところ、本巢市は3歳児健診前に8割発見されているので、その必要性はないと思うとの回答でした。私もよく、他市町のお母さんたちから、本巢市は保健師さんが優秀で、すごく親切に対応してもらえるからいいですねと言われたことがあります。それはそれとして、保健師さんが発達障害に精通しているのといないのでは、天地の違いが出てきます。スルーしてしまう危険があります。

保健師さんのスキルアップは大変重要になってきます。また、支援の受け皿が量的に乏しいと、当然早期発見の取り組みにも力が入りません。気になる子を見つけて指摘するだけでは、保護者の不安を抱かせるだけということになってしまいます。

そこで1番ですが、保健師さんのスキルアップと受け皿のさらなる拡充はどうでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、御質問の保健師のスキルアップと支援の受け皿のさらなる拡充はということにつきまして、お答えをいたします。

保健師のスキルアップにつきましては、毎月1回の保健事業検討会や、専門研修会に参加をいたしまして、保健師等のスキルアップのための学習を行っております。このことにより、発達障害児の早期発見、また早期支援への専門的な技術を研さんし、さらに本市の発達障害児の実態及び支援の評価を行っております。また、今後につきましても、積極的に学習会や専門研修会に参加し、さらに発達障害児を養育されている方の意見や相談を大切にしながら、保健師等の専門性の向上に努めたいと思っております。

そして、支援の受け皿の拡充についてでございますが、乳幼児期に把握され、支援が必要と判断されたお子さんと保護者の方には、育てにくさを感じる親に寄り添う支援として、乳児期早期から発達相談事業での個別支援、また発達支援教室にて集団支援事業を展開しております。また、療育が必要と判断された場合には、もとす療育センター等の専門機関を紹介し、さらに医療が必要な場合は、専門の医療機関を紹介しまして、その後の相談も継続していきます。

今後の受け皿の拡充につきましては、平成27年3月に策定の本巢市障害者福祉計画におきまして、障害児支援の実績と、今後の見込みとして数値化をし、推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

先ほど質問中に、議席番号7番 高田文一君が退場されまして、また質問中に戻ってこられました。一旦出席議員数は17人となり、また18人となりました。ただいまの出席議員数は18人であり、定員数に達しております。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

充実をしていくという回答をいただきましたので、ありがたいなというふうに思います。私も孫がいますが、本当に保健師さんはいろいろ相談に乗ってくれ、本当に行き届いているなあということを実感している現状でございます。今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、2番目のペアレント・トレーニングを受ける体制づくりを。

発達障害の子どもたちへの早期療育とともに、そうした子どもを持つ保護者に対する支援、育成も極めて重要でございます。発達障害のある子は、生活のさまざまな面で困難を抱えがちです。失敗が多く、それを大人はつい叱ってしまいます。我が子のことで嘆いている親もいます。子育てに難しさを感じたら、はい、ペアトレですといった感じで気軽にもっと広く普及していくべきではないでしょうか。その普及についてはきちんと予算立てをして、健診を受けた後に支援が必要な保護者に対して、確実にペアレント・トレーニングを受ける体制をつくっていくべきであると思います。

ペアレント・トレーニングとは、我が子が落ちつきがない、集団行動についていきにくい、かんしゃく、おこりんぼさんなど、子育てって難しいなと感じる親さんが、より楽しく心地よく子育てをするためのトレーニングです。親が子育てする上でのアドバイスのようなものです。ペアトレに参加すると、子どものさまざまな行動にどう対応すればよいか学べます。褒め方や指示の仕方の一工夫です。その一工夫で、子どもが自信を持ち、元気になり、子育てが楽になります。子どもの視点に立った育児の方法を学び、適切な対応を覚えることは、発達障害のある子どもさんや、育児困難感の強い保護者にとって大変有益でございます。お考えを聞かせてください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、御質問のペアレント・トレーニングを受ける体制づくりについてお答えをいたします。本市では、早期療育としてペアトレ、ペアレント・トレーニングを専門的に受けることができる体制にはなってはおりませんが、保健センターでは、乳幼児健診時や発達相談日に随時相談を受けたり、親子の触れ合い遊びや、子どもには成功体験を、保護者には子どもを上手に褒める体験ができるような支援として、発達支援教室を開催しております。今後は、県内の他市町のペアレント・トレーニングの実施状況を調査いたしまして、体制づくりに向けて協議をしてみたいと思っております。

おります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

今後検討をしていくという回答でございました。このペアレント・トレーニングということではちょっとインターネットを引いてみましたら、発達障害かなと思われるという項目が7項目ぐらいあるんですけど、何かこれもそうじゃないか、これもそうじゃないかと思うような、そういう項目がいっぱいあるわけです。あるお母さんが、保育園で、ちょっと指導が入って発達障害かもしれないよというふうに、そういったマニュアルで言われて、それを聞いて非常に憤慨をしたといいますか、うちの子はそうじゃないというそんな話も聞いたことがありますが、多く、こうしたお母さん方が正しい知識といいますか、こういうときにはどういうふうにしたらいいかということをしっかり学んでいくということは、本当に育てていく上で自信につながりますし、また子どもを育てる環境として、対応によって、その子がどんなふうにも変わっていくという、その辺を本当にしっかりと認識をしていただきたいなというふうに思いますので、今の発達支援教室とあわせてペアトレもぜひよろしく願いいたします。

続きまして3番目の、放課後児童デイサービスの現状をお聞きいたします。

留守家庭教室が充実、拡大されますが、障害のある子たちは希望すれば参加できますか、体制はどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、御質問の放課後児童デイサービスの現状についてお答えをいたします。

本市の留守家庭教室は、障害の有無にかかわらず、その小学校へ通学し、一定要件を満たせば、新制度施行後も現在と同様に利用することができます。生活支援が必要な児童の利用希望があった場合には、児童、保護者が安心して留守家庭教室を利用できるよう、適宜、必要な職員の配置をするなど受け入れ体制を整え、受け入れをするよう努めています。また、特別支援学校等へ通学している障害児は、生活能力の向上のために必要な訓練、また社会との交流の促進等を行う民間事業所による放課後等デイサービスを利用することができます。

現在、市内では24の方が利用されており、利用料金の自己負担額は原則1割で、残りは公費負担となっております。今後も障害児が円滑にサービスを受けられるよう、支援の充実を図ってまいります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

大変心配をしていたところですが、留守家庭教室でもその小学校に通っている子は障害のある子どもでも大丈夫だということをお聞きしまして、安心をいたしました。また、支援学校へ行っている子どもさんたちにも、市から負担を払ってくださっているという話をお聞きしまして、障害のある子どもたちは人とかかわりがなかなかできない、夏休みとかそういうときにできない、そういう状況の中でこういった体制をつくっていただけるということは、大変ありがたいなあというふうに思っています。今後ともよろしく願いをします。

最後の4番目の質問ですが、発達障害者の就労支援は大変厳しい現状があります。身体、知的、精神の3障害のような手帳がないからです。現在、国においても発達障害者への手帳については全く明確ではありません。こうした現状の中、手帳のない発達障害者は、愛護手帳障害者保健福祉手帳の取得によって就労につなげている人もいます。しかし、発達障害の中で、アスペルガー症候群、高機能自閉症、ADHD、LDなどの皆さんは知的のおくれがなく、高校や大学へも進学し卒業をしています。卒業後に就職面接を何回も受けて、落ちて就職ができない現状があったり、また、たび重なる就職の失敗から落ち込んでひきこもりになってしまうという人もいます。大変厳しい現状があるのですが、本市の発達障害者への就労支援についての取り組みをお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、御質問の発達障害者の就労支援についてお答えをいたします。

平成22年12月に、障害者自立支援法等の改正法が公布されまして、発達障害者が障害者自立支援法の対象となることが明確化されました。このことによりまして、障害者の範囲が変更となり、障害者自立支援法第4条第1項において、アスペルガー症候群、それと高機能自閉症、それとADHD、これは注意欠如とか多動性という意味でございます。それとLD、これは学習障害といったものの発達障害は、精神障害に含まれるものとなり、精神障害者保健福祉手帳取得の対象となりました。障害者手帳をお持ちの方であれば、障害者就労継続支援事業及び障害者就労移行支援事業にて、就労に向けての訓練等の支援が受けられます。また、成人になってから精神障害が発症された方には、専門的な医療機関へのカウンセリングの受診や、就労相談が受けられる岐阜障害者就業・生活支援センターなど、岐阜圏域における障害者就労・雇用支援ネットワークGIFUに加入している相談支援事業者を紹介しております。

さらに、本市の障害者生活支援センターえがおにおいても、日常生活を含めた就労の相談を受けております。引き続き、障害のある人の生きがいや経済的基盤となる就労機会の拡大と安定が図られるよう就労支援を推進してまいります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

先ほど何度も言いましたアスペルガーとかこういった方ですが、二十数年前ぐらいにこの名前がついて、最近よく発達障害、発達障害というふうに聞くわけですが、発達障害ってなあにという人もまだ多くお見えになると思います。そういった中で、そういうことをしっかりと認識をしていくことも大事だと思いますし、私たちの子どものころもそうですし、親として子どもを育てるときもまだ発達障害というようなことはなくて、あの子ちょっと変わった子やなというそんな程度で済んでいたことがあると思います。今は医学が進んで解明をされて脳に異常があるという、そういうことがわかったわけですが、その当時まだ発見されずに大人になってしまった子が、今現在困っているという現状がこの社会現象としてあるというふうに伺っております。そういった人に対する対応も聞かせていただきましたので、今後ともやはり本巢市のみんなが安心して住みよいまちづくりをしていくためにも、障害者等に優しいまちづくりをぜひとも心がけていっていただきたいと思っております。私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。以上でございます。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月26日木曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員